

令和5年第6回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年6月22日（木）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和5年6月22日（木）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 2号 取消願について
日程第 3 議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 35号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 37号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 38号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間7分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和5年第6回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたりましてご欠席はございません。したがって、ただいまの出席人員は12名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第6回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいておる通りでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により、議長において行います。11番 境江 芳暢委員、12番 高松 忠夫委員を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第2号 取消願について報告を求めます。事務局からお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で取消願についての報告を終わりいたします。

日程第3 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

受付番号36号について、1番 光永委員さんからお願いいたします。

○光永委員

はい、1番 光永です。受付番号36について報告します。

去る6月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しましたので報告します。

場所はですね、●●●●●●●●●●の●●●●より●●方面に100m行った所の右手になります。図面番号34-36をご覧ください。申請地●●●●●●は、先月隣の●●●●●●を譲受人の●●さんが取得された案件の続きであります。これは、1枚の圃場になっており、圃場整備の時に真ん中にあるはずの畔が無いと、1枚ものになっているという事で、前回調査をした時にもここにあるはずだという事で現地を確認したら、今月はこちらの圃場の方を譲り受けるというふうに案件ができました。この案件についてはですね、もうすでに耕作して、水稻が植え付けられており、前々から●●さんの方がやられとるという状況にあります。したがってですね、周辺に影響もなしということで、今後もこのまま耕作されるものと見て帰りました。



す。下の図をご覧ください。申請地と左下の方に記してあります傍にある●●●●が譲受人の住居です。譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なことにより、また譲受人の自宅周辺にあることから今回の所有権移転の申請となりました。譲受人はここを譲り受け、水稻ほか野菜の作付けを計画しております。引き続いての農地利用により周辺農地等には何ら影響もない事を確認し、許可妥当と確認しました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号39号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

津田でございます。39号について説明をいたします。

去る6月13日、農業委員2名、推進委員1名、事務局2名の計5人で現地を調査をいたしました。まず場所ですが、●●●の●●●●●●●を少し、●●といいますが●●●●●に行ったところになります。地図はゆっくり見ていただければと思いますが、分かりやすい場所です。少し行って道が高い場所にあるのですが、その右下にこの土地はございます。所有権の移転をされた●●さんは現在●●●の●●●の●●というところに住んでおられまして、農業をされるような状況にはございません。したがってこの土地を●●●●●さんが、●●●●●さんはすぐこの土地の近くに家がございまして、前々からこの土地を預かって耕作をされておりました。この度、●●さんが今後耕作するのは無理だろうという事で、●●さんに譲られるという事を決断されて今回の申請になったわけです。●●さんはずっと作っておられますし、何ら問題はないというふうに思います。尚、2筆ありますけど、実際は田んぼ一枚のような状況でした。おそらく小さい畑を田んぼの中に取り込んでおられるんだろうと思うんですが、これもまた耕作をされておるわけですから問題はないというふうに思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号40号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号40号について報告します。6月12日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は吉田町●●にある田が14枚、20, 314㎡、畑8枚、2, 383㎡の農地です。図面番号34-40をご覧ください。

左の方の地図で小さい円があるところが、ちょうど●●の●●●があるところで、そこに●



いただいた案件でございます。

まず14号ですが、別図の35-14をご覧ください。申請地に隣接する下の道はですね、左方向に200mほど進んだところに●●●●●がございます。昨年、令和4年、相続により取得しましたが、建物の敷地が農地であることが判明しました。3筆の内、●●●●●、●●●●●は農業用倉庫の届出をしていましたが、●●●●●は届出をしておらず、また、●●●●●は農振地域内でございます。今回、現況に合わせての農振除外後の転用申請、また、農地の転用を、始末書を添付しての申請でございます。現況に合わせての転用であり、周辺農地等には何ら影響はなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。

次に15号です。別図の35-15をご覧ください。申請地は左のですね道を下方向へ200m進んだところに●●●●●の●●●●●がございます。これも昨年令和4年に相続登記を行いました、倉庫の敷地が農地であることが判明し、現況に合わせての転用申請でございます。またこれも始末書を添付しての申請でございます。周辺には農地等もなく何ら影響はなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。

次に19号です。別図の35-19をご覧ください。下の図で、道路と記してありますが、これは現在工事中の●●●●●の●●●でございます。工事に伴って自宅への進入路を設けるにあたり、許可申請を行わず敷地を進入路及び駐車場、庭敷きに利用していました。これも周辺農地等にはですね何ら影響もなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。以上で、14、15、19号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号16号につきまして、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号16号について報告いたします。

図面番号35-16をご覧ください。6月12日、農業委員、推進委員、事務局にて現地を確認いたしました。現地は●●●●●から●●●●●に行く途中にありまして、5月の農業委員会で説明した物件なので問題ないと思っておりますので、詳しくは農地転用申請書をご覧ください。以上をもって報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号17号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

はい。9番 仁伍です。受付番号17号について報告します。

6月14日、推進委員4名、農業委員2名、事務局とで現地確認しました。この案件は先月の農振除外で審議いただいた案件です。図面番号35-17をご覧ください。場所は、甲田の●●●●●●●●がある交差点より●●を●●方向へ800m行ったあたりが、図面の真ん中少し右上になり、●●●と記載があるところになります。申請地には現在、住宅と農業用倉庫が建っており、申請人は申請地を相続により取得しましたが、地目が農地のままであることに気づき今回の申請となりました。周辺の農地とは道などで離れており、周辺の営農にも支障はなく、始末書を添付しての今回の申請ですので、申請は妥当だと見てきました。尚、詳しい内容については調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号18号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号18号について報告いたします。

6月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。この案件は先月の農振除外で報告した案件であります。場所は、●●●●●●●●のちょうど真ん中付近にあります。●●●●●●の手前を左手山手の方に上がって行った一番上の所にあります。図面番号35-18をご覧くださいと思いますが、これは、図面の一番下がですね、●●●●●●●●の●●●●より少し●●よりを登り切った一番上の場所になります。申請地は申請人の父親が、陶芸用の窯や薪小屋あるいは建物を建てて、陶芸をされていた場所で、今回手続きがされていないことが分かり、始末書を添付しての申請となりました。他に適当な場所もなく、周辺農地に影響はないことを見てきましたので、やむを得ないと認められます。詳しくは調査書の方をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。津田委員さんお願いします。

○津田委員

意見があるというわけではないんですけどね、これ見たらやたらと始末書なんよね。ほとん

ど始末書。皆悪いことをしとるわけよ。しかし、中身はそういうものではなくて、おそらく皆さん知らずに自分の土地へ、自分の倉庫等を作られとるわけだから、悪いことをしようと思っ  
てしとる人はおそらく一人もおってんないと思うよね。ということは皆さんが農地法の事につ  
いてご存じないということよね。僕も農業委員になるまでは全くそうでしたよ。自分の土地に  
倉庫を作って何が悪いんかと。そういつて農業委員会事務局に文句を言いに行ったこともある  
ぐらいですよ。だから、僕が思うのはこれだけ始末書が出るという事になると、農業委員会だ  
よりはなからね、安芸高田広報を活用させてもらって、少し皆さんにご案内させてもらっ  
たらどうかと。農地をこうする場合にはこういった手続きが必要ですよと、どっかで広報したら  
どうかと。あまりに始末書が多すぎる気がして気になったんで、一言申し添えておきますの  
で、検討してください。以上です。

○田中会長

大変貴重なご意見だと私も思います。全ての案件で始末書がでている。おそらく昔のおじい  
ちゃん、おばあちゃんが分からずに建物を建てていらっしやっただと思えます。相続登記の  
折に当然でてまいりましたので、相続が、登記がきれませんので、事務局の方でもそういった  
ことに関してPRというか、知らずにされる方、特に若い方はそういう事に無頓着な方がたくさ  
んいらっしやる。そういう手続きがいるのかという事を聞かれることがたくさんございます。  
津田委員さんがおっしゃられるように、広報として農地法について知らせる機会が必要なんじ  
ゃないかと思えます。そのように事務局の方でも配慮いただくようお願いいたします。

その他ご意見ございませんかね。よろしゅうございますかね。質疑、意見がないようござ  
いますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成  
の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第35号 農地法第  
4条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。次へまいりま  
す。

日程第5 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。



春までこちらの方の一部を駐車場として借りていたそうなのですが、その更新で借りられないという事になって、急遽先月農振除外、今月が5条の申請という事で、急いで駐車場を作りたいという事で、他に色々と考えられたそうなのですが、前回5月にも一部車両置き場という事で、ご審議いただいた案件もありました。色々を探されているようですが他にないという事で今回の申請に至ったという事でやむを得ないと見てまいりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号33、34号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

はい、高松です。12番 高松です。受付番号33番、34番に対しての報告をいたします。この案件は第5回総会において、農振除外で審議をされた案件です。

はじめに受付番号33番から報告をいたします。6月13日、農業委員事務局、農業委員、最適化推進委員にて現地の確認調査を再度いたしました。図面番号36-33番をご覧ください。申請地は●●●●より●●●●●●を約4km入った向原町●●●●です。田2筆2、609㎡の資材置場の申請です。●●さんは●●●●を経営しておられ、●●に関する資材を置く場所として利用されるものです。隣接の田に対しては周辺全部●●さんの所有する田であり、水路の変更、水利権に対しての悪影響はない事を確認しました。また、●●さんも水路、水利、周囲に対しては地元であるので迷惑はかけられませんとおられました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。

続きまして、この案件も第5回総会において農振除外で審議された案件です。受付番号34番の報告をいたします。6月13日、農業委員事務局、農業委員、最適化推進委員において再度現地の確認をいたしました。図面番号36-34番をご覧ください。申請地は、●●●●より●●●●●●を約5km入った向原町●●●●の、●●●●●●を500m入った所の道沿いの田3筆、2、008㎡の資材置き場の申請です。申請人の●●さんは先ほど言いました●●●●を経営しておられます。●●に関する資材置き場として利用されることを聞いております。●●さんは隣接する田の持ち主に資材置場をするので説明をしに行かれたそうです。したがって、周辺の田に対して悪影響はなく、水路の変更、水利権の変更もありません。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。これで33、34番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号35号につきまして、4番 見坂委員さんお願いいたします。





○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第37号 非農地証明申請については、申請通り受理することに決しました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。トイレ休憩等々含めて10分ぐらいほど休憩をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時37分 再開

○田中会長

それでは休憩を閉じ、会議に入ります。

日程第7 議案第38号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですかね。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入りたいと思います。

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第38号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして、本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和5年第6回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時41分 閉会